

休会に関するルール

- 1 勤務地の変更により 転勤 転居される場合
- 2 健康上の都合で 急きょ病院 施設に入られる場合
- 3 御子息の住まいに移られる場合
- 4 持ち主が死去され 時々息子さん娘さんが来られる場合
- 5 玉縄台以外にも家をもってられる方で そちらでの生活の長い方
- 6 休会届けの判断は 総て組長さんが行う
- 7 売却がわかった時点で 退会とする
- 8 上記以外の場合の時は 総務部と環境部で話し合いを持つ
- 9 休会は 拠出金の出入りはない